

第 1407 回 (11 月 8 日)

加工原料乳不足払い制度の機能 と乳価引き下げの影響

鈴木 宣 弘

不足払い制度の保証価格は我が国酪農の発展に寄与したが、生産力の増強と牛乳需要の伸び悩みの下で、保証価格の下方硬直性が過剰生産の慢性化要因となっている。また、基準取引価格の下方硬直性、円高、ダンピング的国際乳製品価格等による内外価格差の拡大から I Q 品目外の乳製品等の輸入が増大している。

このように、潜在的牛乳過剰が、不足払い制度における政策乳価の下方硬直性を主因とするかぎり、その根本的解決には保証乳価・基準取引価格の漸次的引き下げによる需給事情を反映した乳価の実現が必要である。

そこで、不足払い制度が果たしてきた役割を評価した上で、保証価格の漸次的引き下げ政策が我が国牛乳需給に与える影響を明らかにするため、計量モデルを開発し、シミュレーション分析を行なった。

今回開発した牛乳需給モデルの主な特徴は、既往のモデルが「飲用向け乳価・需要事前決定、総生産－飲用向け需要＝加工向け供給（保証価格は無関係）」という体系なのに対し、牛乳需給における北海道と都府県との競争関係を考慮し、牛乳の用途別仕向を飲用向け乳価と保証価格との相対関係で捉え、ある加工向け乳価（保証価格）の下で、飲用向け需要・供給・価格、加工向け供給が同時決定されるシステムを構築し、加工向け乳価が下落し用途別仕向率に変化するような政策シミュレーションに耐え得る体系を構築したことである。

シミュレーション分析の結果、次のことが言える。

①不足払い制度と I Q による乳価保証は、我が国酪農生産を少なくとも 2～3 割拡大する役割を果たしている。また、不足払い制度

は乳価のフラクチュエーションを自由市場下の約 2 分の 1 (変動係数で見ると) に抑制し、酪農家や乳業メーカーの経営の安定に寄与したと評価できる。この点を考慮せずに、乳価を自由市場決定に委ねることの有利性を主張することはできないと言えよう。

②保証価格の漸次的引き下げは、北海道等の飲用向け比率を上昇させ、不足払いの暫定措置法が畜安法に一元化される条件を整えていく。また、保証価格の下げ幅が平均年 3% 程度なら農家の受取乳価は都府県約 70 円、北海道約 60 円で下げ止まる。これは、負債問題が解決されれば、上層農家にとっては、今後の経営努力によって対応可能な水準と考えられる。この程度の乳価に耐えられる経営が広範に形成されることが望まれる。

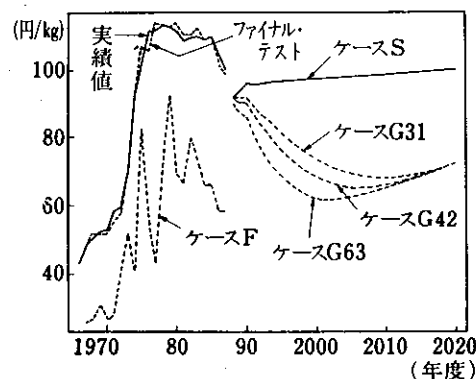


図 飲用向け乳価（都府県）のシミュレーション結果

注. F: 不足払い制度と I Q が存在しなかった場合.
S: 1988 年度水準で保証価格・基準取引価格を据置.
G 31: 毎年保証価格 3%, 基準取引価格 1% 引き下げ (G 42, G 63 は同様).